

新たに東京都の後期高齢者医療制度の被保険者となる方へ 「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお送りします

東京都後期高齢者医療広域連合

東京都内にお住まいの75歳以上の方は、東京都の後期高齢者医療制度に加入となります。
今回新たに加入する方に、「後期高齢者医療資格情報のお知らせ」または「後期高齢者医療資格確認書」をお送りします。制度の詳細は、同封の冊子「後期高齢者医療制度のしくみ（以下、「小冊子」）」をご覧ください。

○「資格情報のお知らせ」… マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちの方で、次の全ての条件を満たす方にお送りしています。

- ・過去1年間で6回以上マイナ保険証で医療機関等を受診・利用
- ・概ね直近3か月以内に1回以上マイナ保険証で医療機関等を受診・利用

○「資格確認書」… マイナ保険証をお持ちでない方または上記「資格情報のお知らせ」の条件のいずれかを満たさない方にお送りしています。

※ 東京都内の国民健康保険に加入していて、都外の病院・施設等に住所がある方が75歳になったときは、東京都の後期高齢者医療制度に加入となります（住所地特例制度）。

※ 保険料の納付書等は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口から別にお送りします。

医療機関等にかかる時（小冊子3～6ページ）

医療機関等の受付で、次のいずれかの方法により資格情報の確認を受けてください。

① マイナ保険証を利用する ※マイナ保険証を利用する際に、何らかの事情で資格確認を行えなかった場合、資格情報のお知らせで資格確認を行うことができます。資格情報のお知らせのみでの受診はできません。

② 資格確認書を提示する

＜マイナ保険証での受診が困難な方へ＞

マイナ保険証をお持ちの方も、以下の場合は、申請により資格確認書の交付を受けることができます。

- ・マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

自己負担割合の判定方法（小冊子7～10ページ）

令和8年8月1日から令和9年7月31日までの自己負担割合は、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の方の令和8年度住民税課税所得※などをもとに以下の基準で判定しています。なお、住民税課税所得が145万円以上でも、「現役並み所得者（3割負担）」の対象外となる場合があります（小冊子8ページを参照）。

自己負担割合は、「3割負担に該当するか」を判定した後に、「1割負担または2割負担のどちらになるか」を判定します。

自己負担割合	判定の基準
3割 (現役並み所得者)	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
2割 (一定以上所得のある方)	以下の①・②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に、住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人 : 200万円以上 ・被保険者が2人以上 : 合計320万円以上
1割 (一般所得者等)	・同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が、いずれも28万円未満である場合 ・または、上記①に該当するが、②には該当しない場合

※ 「住民税課税所得」とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの市区町村から送付される住民税納税通知書等で確認できます（「課税標準」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります）。

※ 住民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方は、上記にかかわらず「1割負担」となります。

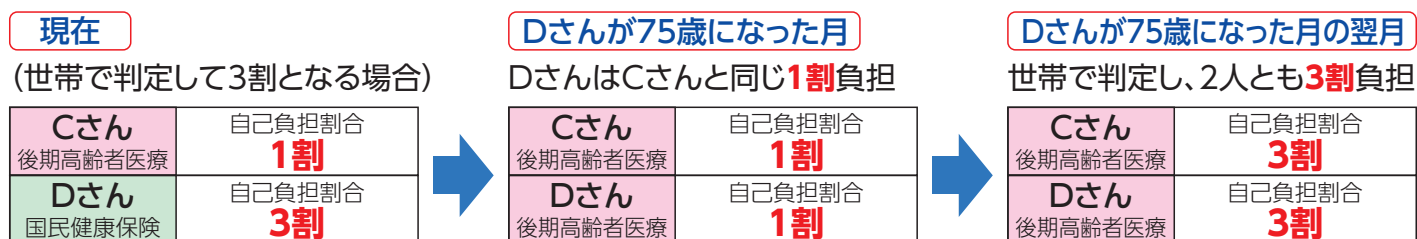
世帯構成の変更があると自己負担割合が変更になる場合があります

75歳になった月は、既に後期高齢者医療制度に加入している同じ世帯の被保険者と同じ自己負担割合となり、翌月1日から世帯で判定します（1日生まれの方は、75歳になった月から世帯で判定します）。

【例1】Aさん（住民税課税所得145万円以上・3割負担）とBさん（住民税課税所得145万円未満）が同じ世帯の場合



【例2】Cさん（住民税課税所得28万円未満・1割負担）とDさん（住民税課税所得145万円以上）が同じ世帯の場合



窓口での自己負担が高額となる方へ（小冊子6、11ページ）

◎ 高額療養費制度における限度額の適用について

以下の表の「対象となる方」は、次のいずれかの方法により、保険適用の医療費の窓口での自己負担額を限度額までとすることができます。後期高齢者医療制度では、「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は交付されません。

- ・ マイナ保険証を提示する（医療機関等での情報提供に同意が必要な場合があります）
- ・ 限度区分を記載した「資格確認書」を提示する（お住まいの市区町村の担当窓口に応請することで、交付を受けることができます）

対象となる方	適用される内容
自己負担割合が 3割 で、同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方	窓口での自己負担が所得区分の限度額まで
自己負担割合が 1割 で、住民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方	窓口での自己負担が所得区分の限度額までとなり、入院時の食費が減額

◎ 特定の疾病に関する限度額の適用について

特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方は、お住まいの市区町村の担当窓口に応請することで、特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示することで、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円となります。

- ※ マイナ保険証を提示し、特定疾病認定情報の提供に同意することで、特定疾病療養受療証の窓口での提示は不要になります。
- ※ 申請により、特定疾病区分を記載した資格確認書の交付を受けることもできます。

これまでの医療保険（国民健康保険や会社の健康保険）で限度額の適用を受けていた方も、新たに東京都の後期高齢者医療制度の被保険者となった方は改めて申請が必要です。

【お問合せ先】

- 東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター
☎ 0570-086-519（平日8:30～17:00、土日祝をのぞく）
- お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口
（市区町村の担当窓口の連絡先は、同封の資格情報のお知らせまたは資格確認書の台紙や小冊子の裏面に記載しています。）